# 保証委託契約に関する確認書

契約書類と合せて郵送下さい(2部)

下記物件の賃貸人（以下「甲」という。）と保証会社アークシステムテクノロジーズ株式会社（以下「丁」という。）は、保証委託者（以下「乙」という。）と丁との間に締結された保証委託契約について、甲および丁が行う手続きや業務等を確認する。本書は2 通作成した後、後日のため双方が保管する。

記

（保証対象物件名）

号室

（取扱承認番号）

（保証委託者氏名）

（保証対象賃料）

円

（保証契約締結日）　西暦　　年　　月　　日

（保証契約期間）　西暦　　年　　月　　日より退去まで

（１）賃貸借契約違反によって乙に不履行債務が発生した場合、甲は、丁の指定する方法によって、原則として当月分の家賃等、不履行債務は当該月の15日までに丁に対してその事実を通知するものとする。
（２）前項に定める甲の通知が当該月の1日から15日までの間に丁に到達した場合は、丁は甲に対し、丁に到達した日の属する月の末日までにその債務を代位弁済する。なお、その際の振込手数料は丁の負担とする。
（３）第（１）項に定める甲の通知が当該月の15日を超えて当該月の末日までに丁に到達した場合は、丁は甲に対し、到達した日の属する月の翌月の末日までにその債務を代位弁済する。なお、その際の振込手数料は丁の負担とする。
（４）保証の範囲は、保証契約書に記載された範囲とする。
（５）滞納の届出日に際し、下記の通り免責を設けるものとする。

| 滞納発生日から30日以内 | 滞納発生日から31日以上60日以内 | 滞納発生日から61日以上 |
|---|---|---|
| 免責なし<br>（賃料等の100％を保証） | 50％免責<br>（賃料等の50％を保証） | 100％免責<br>（保証なし） |

賃料の変更や契約内容の変更、退去の届出があった場合や、契約当事者の変更(売買や相続等による所有者変更)があった場合、甲より所定の届出書にて丁に届出るものとする。
契約当事者の変更については、甲またはその承継人（新所有者）は事務手数料として5,250円を丁に支払うものとする。

西暦　　年　　月　　日

賃貸人（甲）

（住所）

（氏名・フリガナ）　印

保証会社（丁）

アークシステムテクノロジーズ株式会社　印

※丁の印なきものは無効